

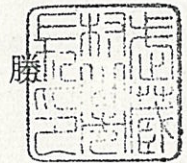
武蔵村山市告示第102号



武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第5条第1項の規定により次のとおり指定管理者の指定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年12月5日

武蔵村山市長 藤野



- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター
武蔵村山市学園四丁目5番地の1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者
社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1
会長 吉澤 幹郎
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで